科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4年 6月 7日現在

機関番号: 23903

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2021

課題番号: 19K02189

研究課題名(和文)社会福祉学における「社会復帰」概念に関する研究 「触法精神障害者」対策を通して

研究課題名(英文) examining the rehabilitation into society in social welfare mentioned in recent trends of mental health services

研究代表者

樋澤 吉彦 (Hizawa, Yoshihiko)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号:10329352

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文):研究計画の「到達目標」の5点のうちの最初の4点にくわえて、最終年度課題であった 社会復帰概念の析出について上記作業の精査を通して導出を試みた。実際は から の課題整理の過程で、本課題の前提作業として必要と考えた精神保健福祉士法成立経緯とその職域拡大の様相についての国会議事録、及び関連検討会の議事録の収集・精査を通しての析出という方法にじゃっかんの進行修正を行ったこともあり、最終年度は、精神保健福祉士が"Mental Health Social worker"(MHSW)と略称を変更してまで職域拡大志向を持つに至った経緯について、「社会復帰」概念の捉え方を軸として整理検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、「協会」は概念定義が不明確なままの「社会復帰」を如何なる理路で自らの職域拡大に「活用」しているのかについて、2018年よりにわかに現実味を帯びてきている「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」国家資格構想ともあいまって、今後数年のうちには「統一」の可否について一定の道筋を示さざるを得ない状況にあるソーシャルワーク専門職資格のゆくえに関する議論の「穴」を埋める意味合いを持つものであると考えている。

研究成果の概要(英文): We examined the five research subjects in two major categories. First,Recent Trends of Mental Health Services: A Knife Attack on a Care Center for People with Disabilities in Sagamihara City Case. Second,The validity of the grounds for the proposal of the name change from "Psychiatric Social Worker" to. "Mental Health Social Workers" by Japanese Association of Psychiatric Social Workers.

研究分野: 社会福祉学

キーワード: ソーシャルワーク 精神保健福祉士 専門職性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の核心をなす学術的な「問い」とは、「社会復帰」に内包されている本来的な目的とその意味とは何か、というマジョリティの側にとってはいっけん「凡庸」かつ「素朴」な問いを指す。しかし本研究主題の対象となる「触法精神障害者」からみるとその問いは、自らの生存を賭けたうえで否応なく甘受せざるを得ない「冷厳」な問いとなる。

「社会復帰(rehabilitation into society、social reintegration)」とはそれ自体「善」とされる価値を所与として与えられた行為形態、すなわち「社会」に「復帰」するという行為を表す概念であるとともに、その結果としての状態を表す概念でもある。「社会復帰」とは第一義的には既存の「社会」に軸足が置かれた概念/行為様態であり、自らの生き方/価値観を既存の「社会」に適合するよう修正するという行為形態且つその先の適合状態ということになる。しかしここでいう「社会」とは、規範的・道徳的秩序により種々の属性の各マジョリティの最大公約数的な価値に基づき時間的・空間的に構築されている集合体にすぎない。マジョリティの属性に分類される者にとってはその社会自体が初期値であるためそこに価値が入り込んでいることに意識的ではない。そのためマジョリティからみると「社会復帰」はその内実を問うことなくそれ自体がすでに「善」となる。換言すれば「社会復帰」が「善」である根拠はその程度のものであるとも言える。

しかし「社会」がこのように位置づけられている以上、必然的にマイノリティの属性に分類される者はそこから積極的もしくは消極的に排除されることになり、マイノリティであるがゆえの生きづらさを甘受することになる。マイノリティが「社会」に「復帰」するには否応なしにマジョリティの価値とそれに沿う行為形態を身に纏う必要がある。マイノリティの属性には無数の種類とレベルが考えられるが、単純化すれば「量」(「不足」)の軸と「質」(「逸脱」)の軸とに分けることができる(吉田 1980)。社会福祉の文脈に沿っていえば、「量」の軸における属性は「身体障害者」が該当する。本研究主題の対象となる「触法精神障害者」は「質」の軸における属性に該当するといえる。

無論、旧 ICIDH (国際障害分類) あるいは ICF (国際生活機能分類) を持ち出すまでもなく、量の不足、あるいは質的逸脱、といった表現のみで「障害」を捉えることはできない。例えば、障害を「インペアメント」(欠損) と「ディスアビリティ」(能力障害) とに分けたうえで「社会の負担(責任)」としてディスアビリティの削減に主眼を置くいわゆる「社会モデル」は、その前提としてインペアメントの「予防」をも招来する可能性を示唆している(石川 2002)。健常者中心の社会において障害者は、ディスアビリティの克服=「同化」、すなわち「不足の補い」を志向しても、インペアメントを残存させる限りにおいて「排除」されることになるのである。その意味でいえば「身体」の障害も「精神」の障害もさほど違いはないことになる。異なる点は排除の「強度」の違いである。「身体」の障害におけるインペアメントは社会にとって「フォビア」の対象となり、消極的な排除が行われる(好井 2002)。他方、「精神」の障害におけるインペアメントに対しては、社会の安寧秩序を破壊する「危険」の除去という積極的な排除が「社会復帰」を名目として志向されることになる。ここで、そもそも「社会復帰」に内包されている実際的な目的とその意味とは何か、という冒頭の問いに接続することになる。

2. 研究の目的

本研究は、当該者の選択行為が「当該者自身の生命の毀損」に直結する蓋然性(自傷)に加えて、「社会の安全」にも影響を及ぼす蓋然性(他害)を有するという「医療的/社会的」特性が阻害要因となり「社会復帰」の実現が困難とされている「触法精神障害者」に焦点を絞ったうえで、(1) その阻害要因の「除去対策」の一つとして成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(2003 年 7 月 10 日成立。以下適宜、医療観察法または本法と略す)、及び(2)2017 年 2 月 8 日に公表され、同 28 日に第 193 回国会に上程され結果的には継続審議の後に廃案となった精神保健福祉法改正案(以下、2017 年改正法案と略す)及びその土台となった「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」(以下、あり方検討会)による「報告書」(以下、「あり方検討会報告書」と呼称する)、以上二つの法制度に関する国の検討会等の議事録、資料及び関連論考の「集積」(立命館大学生存学研究センター編 2016) と分析を通して「触法精神障害者」の「社会復帰」の実際的な目的とその意味について明らかにすることを目的としている。

精神障害者の「社会復帰」については、後述の浅野の指摘にあるようにそれ自体の精緻な整理検討がきわめて不十分な状況にある。それにも関わらず上述のように「社会復帰」という言葉が支援実践及びその土台となっている法制度の「免罪符」として用いられている現状がある。本研究の主軸である「社会復帰」概念の論考及び関連資料の「集積」作業は、「専門家」による本来的な「社会復帰」支援の在り方を提起するうえで基礎的且つ必然的な位置づけを持つものである。ここに本研究の独自性・独創性がある。

3. 研究の方法

本研究は、応募者代表による基盤研究(C)「医療観察法が精神保健福祉士の価値に与える影響に関する研究」(以下、基盤研究(C)(一般)(H25~27)と略す)の発展的研究の位置づけを持つものであり、次の5点の課題について、2021年度までの3年間の期間を設定して取り組む。 ⑤が上述した本研究の「問い」の解題という到達目標となる。

- ① 精神障害者の「社会復帰」概念についての社会福祉分野(特に精神保健医療福祉領域)における論考の「集積」(2019年度~2020年度)。
- ② 医療観察法及び 2017 年改正法案に対して表層的には「曖昧」な態度をとりつつも、他方で排他的職能(専門職性)獲得のための積極的な活動を行ってきている当該領域におけるソーシャルワーク専門職である「精神保健福祉士」(以下、PSW と略す)の職能団体であり「精神障害者の社会的復権と福祉」を実践の基盤的価値としている「日本精神保健福祉士協会」(以下、協会と略す)が、その発足の段階から「社会復帰」をどのような概念として捉えてきたのかを明らかにするための協会による発行物、及び協会関係者による論考の「集積」(2019 年度~2020 年度)。
- ③ 医療観察法において主として PSW が担うことになった保護観察所における「社会復帰調整官」の業務の性質に関する資料及び論考の「集積」(2019 年度~2020 年度)。
- ④ 2016年7月26日未明に発生した障害者等殺傷事件(以下、「事件」と略す)を契機として主に「措置入院」とその解除後の「アフターケア」の強化が盛り込まれたうえで国会上程されたもののいったん廃案となった2017年改正法案策定までの各種検討会及び審議会における議事録の整理検討、及び関連資料の「集積」(2019年度~2020年度)。
- ⑤ 以上①~④の「集積」の整理と分析を通した「社会復帰」概念の析出 (2021 年度)。 ①及び③については、NII 学術情報ナビゲータ (CiNii) 等を基本にして論考の収集・分析を 行う予定であり、すでに履行中であるが一部資料は他研究機関等に出向く必要がある。
- ②についても上述の方法で収集を行う予定であるが、一部の資料(協会発行物等)は保管している研究機関等が限られており、収集に出向く必要がある(日本福祉大学、立命館大学、国会図書館関西館等)。またそのうち一部は不明になっているものもある。ただし基盤研究(C)(一般)(H25~27)において不明分の一部については協会関係者所有等、所在のみ明らかになったものもあるため、当該関係者の協力を仰ぎ資料探索と収集を行う予定である。

④についても上述の方法に加えて、公開されている国会議事録、関連審議会の議事録と会議配布資料の収集もあわせて行う予定である。また「事件」に関する国および県の検討会の議事録は非公開のため情報公開請求による閲覧を試行する予定である。

なお本公募関連論考に関して、「医療観察法」関連論考 965 編、「社会復帰」関連論考 73 編、「事件」関連論考 25 編を収集済みであり、継続して検索・収集・精査する。 以上が本研究課題申請時の目的及び方法であった。

4. 研究成果

令和元(2019) 年度は、研究計画における「当該年度」の「具体的研究課題」の「到達目標」のうちの4点(①精神障害者の社会復帰概念についての社会福祉分野における論考の集積、②精神保健福祉領域におけるソーシャルワーク専門職である「精神保健福祉士」(PSW)の職能団体である「日本精神保健福祉士協会」(協会)が、その発足の段階から「社会復帰」をどのような概念として捉えてきたのかを明らかにするための協会による発行物、及び協会関係者による論考の集積、③医療観察法において主として PSW が担うことになった保護観察所における社会復帰調整官の業務の性質に関する資料及び論考の集積、④2016 年に発生した障害者等殺傷事件(「事件」)を契機として主に「措置入院」とその解除後の「アフターケア」の強化が盛り込まれたうえで国会上程されたもののいったん廃案となった 2017 年改正法案策定までの各種検討会及び審議会における議事録の整理検討、及び関連資料の集積)の作業及び、特に①及び④に関する成果報告を行った。前者の「作業」については、概ね順調に行われたものの、②の協会発足当時の発行物については収集が困難であった。後者の「成果報告」は、論文3報、学会報告1報という形で発表した。学会報告及び論文のうち2本は上記④に関するものであり、「事件」後に提案審議された精神保健福祉法改定案(後に廃案)に関連して、協会がいかなる論理で排他的職能を獲得しようとしているのかについて、医療観察法制定時の議論との「相似

性」をふまえて、その是非とともに論じたものである。他方、別論文 1 報は、上記①及び③に関するものであり、当面、執筆時点において収集・整理した論考及び資料をまとめたものである。令和 2 (2020) 年度は昨年度同様、研究計画における「当該年度」(19~20 年度) の「具体的研究」「到達目標」のうちの 4 点の作業を継続的に実施し、令和 2 年度は特に①に焦点を絞って作業を行った。またその過程で、上記②および③の「前提」として必要と考えた PSW 成立経緯とその職域拡大の様相についての国会議事録、及び関連検討会の議事録の収集・精査を行った。その作業成果としては論文 1 報、学会報告 1 報、加えて書籍(分担執筆) 2 報という形で発表した。またコロナ禍ではあったものの、昨年度からの課題であった④に関する「事件」についての神奈川県および国の検討会議事録の情報開示請求を実施した。両者より年度内に回答を得たが、残念

ながら両者ともに開示は不可との返答であった。しかし公開請求は今後も必要な文書に関して は必要に応じて続ける予定であり、その点において本請求作業は一定の蓄積となった。

令和3 (2021) 年度は昨年度同様、研究計画における「当該年度」(19~20年度)の「具体的研究」「到達目標」のうちの4点にくわえて最終年度課題である⑤社会復帰概念の析出について上記作業の精査を通して導出を試みた。実際は前年度の時点で、上記②および③の「前提」として必要と考えた PSW 成立経緯とその職域拡大の様相についての国会議事録、及び関連検討会の議事録の収集・精査を通しての析出という方法にじゃっかんの進行修正を行ったこともあり、最終年度である当該年度も基本的にはこの流れのもと、PSW が "Mental Health Social worker" (MHSW) と略称を変更してまで職域拡大志向を持つに至った経緯について、「社会復帰」概念の捉え方を軸として整理検討を行った。勤務校のコロナ禍対応の諸々の業務負担増もあり、予定通りに進行できない状況ではあったが、当該年度の成果としては学会報告 1 報という形で発表した。また、本研究課題成果として2022年8月に単著書の出版を予定している(出版社と契約済み)。

本研究課題期間中の研究成果は以下のとおりである。

- ① 樋澤吉彦,精神保健福祉士法制定時の国会議事録にみる「分業」化の根拠 「PSW」から「MHSW」への略称変更の妥当性(第二報)-,人間文化研究37:101-118,2022.
- ② 樋澤吉彦,日本精神保健福祉士協会による "Psychiatric Social Worker"から "Mental Health Social worker" への名称変更提案の「根拠」の妥当性 ― 「精神保健福祉士法」制定時の議論の整理を通して―,人間文化研究』34:45-57,2020.
- ③ 樋澤吉彦, 医療観察法における「社会復帰」の意味について―「本法における医療」継続の担保措置としての「本法における医療」の継続的提供状態としての「社会復帰」―, 精神医療』96:60-68, 2019.
- ④ 樋澤吉彦,相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報))—29 年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について—,人間文化研究32:25-40,2019.
- ⑤ 樋澤吉彦, 2017 年改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の関与の所為とその妥当性について, 精神医療 95:53-61, 2019.

(学会報告)

- ① 樋澤吉彦,精神保健福祉士法制定時の国会議事録にみる「分業」化の根拠―「PSW」から「MHSW」への略称変更の妥当性 補論―,日本社会福祉学会第 69 回秋季大会 ロ頭発表(Zoom ウェビナー)(東北福祉大学(共催)),2021年9月12日.
- ② 樋澤吉彦,日本精神保健福祉士協会による "Psychiatric Social Worker" から "Mental Health Social worker" への略称変更の妥当性について,日本社会福祉学会第68回秋季大会 E-ポスター発表(オンライン),2020年9月12日.
- ③ 樋澤吉彦, 2017 年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の 妥当性の検討, 日本社会福祉学会第 67 回秋季大会 ロ頭発表(大分大学旦野原キャンパス), 2019 年9月21日.

(著書(分担執筆))

① 樋澤吉彦, 医療観察法における「社会復帰」の意味について ---「『本法における医療』継続の担保措置としての『本法における医療』」の継続的提供状態としての「社会復帰」--(分担執筆、執筆頁:258-267頁), 高岡健編『隔離・収容政策と優生思想の現在』 批評社、2020.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

「推祕論又」 可の付(フラ直説的論文 の什/フラ国际共有 の什/フラオーフファクピス 「什)	
1.著者名	4.巻 34
2 .論文標題 日本精神保健福祉士協会による "Psychiatric Social Worker" から "Mental Health Social worker" への名称変更提案の「根拠」の妥当性 : 「精神保健福祉士法」制定時の議論の整理を通して	5.発行年 2020年
3.雑誌名 人間文化研究	6.最初と最後の頁 45-57
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名	4.巻 95
2.論文標題 2017年改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の関与の所為とその妥当性について	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名 精神医療	6.最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	金読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
. ***	1 . "
1.著者名 	4.巻 32
2 . 論文標題 相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健 福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について	5 . 発行年 2019年
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健	
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健 福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名	2019年 6.最初と最後の頁
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健 福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名	2019年 6.最初と最後の頁
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著 - 4.巻 96 5.発行年 2019年
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名 ・	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著 - 4.巻 96
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著 - 4.巻 96 5.発行年 2019年 6.最初と最後の頁
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著 - 4.巻 96 5.発行年 2019年 6.最初と最後の頁
相模原市障害者等殺傷事件を契機とした精神保健医療福祉制度の動向(第三報(最終報)) 29年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性について 3.雑誌名 人間文化研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名 樋澤吉彦 2.論文標題 医療観察法における「社会復帰」の意味について「『本法における医療』継続の担保措置としての『本法における医療』」の継続的提供状態としての「社会復帰」 3.雑誌名 精神医療	2019年 6.最初と最後の頁 25-40 査読の有無 無 国際共著 - 4.巻 96 5.発行年 2019年 6.最初と最後の頁 60-68

1.著者名	4 . 巻
	37
2.論文標題	5 . 発行年
精神保健福祉士法制定時の国会議事録にみる「分業」化の根拠 - 「PSW」から「MHSW」への略称変更の妥	2022年
当性(第二報) -	
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
人間文化研究	101-118
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

[学会発表]	計3件((うち招待講演	1件 / うち国際学会	0件)

1 . 発表者名

樋澤吉彦

2 . 発表標題

日本精神保健福祉士協会による"Psychiatric Social Worker"から"Mental Health Social worker"への略称変更の妥当性について

3 . 学会等名

日本社会福祉学会第68回秋季大会

4.発表年 2020年

1.発表者名 樋澤吉彦

2 . 発表標題

2017年精神保健福祉法改正法案に対する日本精神保健福祉士協会の見解・要望の妥当性の検討

3 . 学会等名

日本社会福祉学会第67回秋季大会

4.発表年

2019年

1.発表者名 樋澤吉彦

2.発表標題

社会福祉の『監視化』を問う 精神保健医療福祉の視点から

3.学会等名

日本社会福祉学会中部地域プロック2019年度春の研究例会シンポジウム(招待講演)

4 . 発表年

2019年

[図	書 〕	計1	件

1.著者名	4.発行年
高岡健	2020年
1.55.555	•
2.出版社	5.総ページ数
批評社	296
3.書名	
隔離・収容政策と優生思想の現在(分担:医療観察法における「社会復帰」の意味について「『本法に	
おける医療』継続の担保措置としての『本法における医療』」の継続的提供状態としての「社会復帰」	
)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------